

県土整備部 許認可事務等一覧

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
78	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	砂防指定地内における一定行為の制限	砂防法	・行為許可申請書又は占用許可申請書 ・位置図 ・計画図及び図面 ・利害関係者の承諾書 ・その他知事が必要と認める書類	治水上砂防に悪影響を及ぼすものでないこと	不要	20日	0985-26-7187
79	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	許可内容の変更の許可	県砂防指定地管理条例	・行為等変更許可申請書 ・上記のうち、変更に係るもの	治水上砂防に悪影響を及ぼすものでないこと	不要	20日	0985-26-7187
80	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	許可期間の更新の許可	県砂防指定地管理条例	・許可期間更新許可申請書	許可期間の更新が真にやむを得ないので、必要最小限の期間であること	不要	20日	0985-26-7187
81	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	大臣又は知事以外の者が施行する工事	地すべり等防止法	・実施計画承認申請書 ・工事設計書	地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、法第12条に規定する築造等の基準に合致すること	不要	40日	0985-26-7187
82	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	地すべり防止区域内での行為の制限	地すべり等防止法	・行為許可申請書 ・位置図 ・計画図及び図面 ・利害関係者の承諾書 ・その他知事が必要と認める書類	地すべり防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと	不要	20日	0985-26-7187
83	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	許可内容の変更の許可	地すべり等防止法施行細則	・行為変更許可申請書 ・上記のうち、変更に係るもの	地すべり防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと	不要	20日	0985-26-7187
84	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	許可期間の更新の許可	地すべり等防止法施行細則	・許可期間更新許可申請書	許可期間の更新が真にやむを得ないので、必要最小限の期間であること	不要	20日	0985-26-7187
85	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限	急傾斜地法	・行為許可申請書 ・位置図 ・14条地図又は地図に準ずる図面の写し ・附近見取図 ・方法書、設計書及び構造図 ・平面図及び横断図 ・利害関係者の承諾書 ・その他、知事が必要と認める書類	急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものであること	不要	20日	0985-26-7187
86	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	許可内容の変更の許可	急傾斜地法施行細則	・許可行為内容変更申請書 ・位置図 ・14条地図又は地図に準ずる図面の写し ・附近見取図 ・方法書、設計書及び構造図 ・平面図及び横断図 ・利害関係者の承諾書 ・その他知事が必要と認める書類	急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものであること	不要	20日	0985-26-7187
87	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	許可期間の延長の許可	急傾斜地法施行細則	・許可期間延長許可申請書	許可期間の延長が真にやむを得ないので、必要最小限の期間であること	不要	20日	0985-26-7187
88	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	砂防課 計画調査担当	特定開発行為の許可	土砂災害防止法	・許可申請書 ・計画説明書及び計画図 ・登記事項証明書(土地) ・14条地図又は地図に準ずる図面の写し ・登記事項証明書(法人)、住民票の写し(個人) ・財務諸表 ・未納のない証明書(県税分) ・建設業法第3条第1項の許可証明書 ・その他知事が必要と認める図書	法施行令第7条に規定する技術的基準に従い講じたものであり、かつ、申請手続きが法律又は法律に基づく命令の規定に違反していないものであること。	44,000円	設定はしていないが、他県の例により、概ね30日	0985-26-7187
89	砂防課	計画調査	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	砂防課 計画調査担当	許可内容の変更の許可	土砂災害防止法	・変更許可申請書 ・変更内容を証する書類	法施行令第7条に規定する技術的基準に従い講じたものであり、かつ、申請手続きが法律又は法律に基づく命令の規定に違反していないものであること。	4,000円	設定はしていないが、他県の例により、概ね30日	0985-26-7187